

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）

【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁（1階市民相談室）

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、各相談所とも先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。なお、窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆人権・行政合同相談所

【とき】2月18日（月） 午前10時～午後4時

【ところ】勝連庁舎1階社協会議室（人権）・ボランティア室（行政）

◆消費者相談

【とき】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎973-5487

ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に注意!



- 1) 申し込んでもいないのに「当選した」、「当選確実!」等という甘い話に乗らない。
- 2) 信用できない相手にはクレジットカード番号等を絶対に教えない。
- 3) 申し込むと更なる情報漏洩の可能性があるので電話番号等を教えない。
- 4) 国内での取引は刑法187条の違法行為にあたるので絶対に申し込まない。

海外宝くじや、悪質商法等の相談は、毎週水曜日 午前10時～午後4時の【うるま市消費者相談】へ

第8回特別弔慰金の請求はお済ですか?

市民生活課

☎973-5487

戦没者の死亡当時のご遺族で平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に第8回特別弔慰金が支給されます。これまでに特別弔慰金を請求していた方で、まだ請求していない方や新規該当者等でまだ請求手続きをしていない方はお急ぎお問合せください。

- 順番による先順位のご遺族一人です。
- 1 弔慰金受給者
 - 2 戦没者の子
 - 3 戦没者と生計をともにしていた方で、かつ戦没者と氏が同じである
①父母 ②孫 ③祖父母
④兄弟姉妹
 - 4 右記以外の①父母 ②孫
③祖父母 ④兄弟姉妹
 - 5 右記1から4以外のご遺族で戦没者等の死亡時まで引続き1年以上生計をともにしていた三親等内の親族（甥姪・叔父叔母等）
- 【支給内容】額面40万円、10年償還の記名国債

【請求期限】平成20年3月31日です。（この期日内に請求を行わないと、時効により権利が消滅することになりますのでご注意ください）

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会

☎973-4332

選挙管理委員会においては、農家からの申請に基づいて、農業委員会の意見を参考にし、1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿を調製します。農家は名簿に漏れがなく正しく登録されている

るかを確認するため、縦覧をすることができます。10アール（300坪）以上の農地で耕作の業務を営む者及び、年間おおむね60日以上農業に従事している同居の親族が対象です。（農業委員会に手続きしていない小作農家は該当しません）

縦覧場所 市選挙管理委員会

縦覧期間 2月23日から3月8日まで

